

## やまぐちリフレッシュパーク指定管理者仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、「やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例」及び同条例施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務について、その詳細を定めることを目的とする。

### 2 施設の概要

- (1) 施設の名称 やまぐちリフレッシュパーク
- (2) 所在地 山口市大内長野 1 1 0 7 番地
- (3) 開設時期 平成 1 0 年 4 月
- (4) 規模 全体敷地面積 126,000.00 m<sup>2</sup>  
総合体育館  
敷地面積 20,950.00 m<sup>2</sup>  
建築面積 6,668.23 m<sup>2</sup>  
延床面積 6,958.68 m<sup>2</sup>
- (5) 構造 R C 造一部 S 造 地上 2 階
- (6) 施設内容

	名称	広さ	用途
総合体育館	メインアリーナ 936席 車いす席 20台 多目的室 30席 選手控室 2室	1822.86 m <sup>2</sup>	バスケットボール 2面 バレーボール 3面 バドミントン 10面
	サブアリーナ	703.98 m <sup>2</sup>	バスケットボール 1面 バレーボール 1面 バドミントン 3面
	トレーニング室	273.68 m <sup>2</sup>	
グラウンド	第1・2グラウンド (第1グラウンドには照明設備有り)	各11900.00 m <sup>2</sup>	ソフトボール 2面 サッカー 1面

テニスコート		6面	
プール	50mプール 25mプール 子ども用遊泳プール		
駐車場		普通車 607台 大型車 22台	

※ 指定管理期間のうち令和3年4月1日から令和3年7月上旬までの間、総合体育館の改修工事（メインアリーナ・サブアリーナ照明のLED化、サブアリーナ空調新設など）を予定しており、工事期間中はメインアリーナ、サブアリーナの貸館業務は行えない。  
 なお、トレーニングルームも館内工事の進捗に応じて利用の制限が伴う。工事概要は別添資料のとおりである。

### 3 開館時間等

#### (1) 開館時間

- 総合体育館、第1グラウンド、テニスコート  
午前9時から午後10時まで
- 第2グラウンド  
午前9時から日没まで
- プール（開場期間：7月1日～8月31日）  
午前9時30分から午後6時まで（専用使用は午前8時30分から午後6時まで）
- 駐車場 午後10時施錠

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、山口市（以下「市」という。）の承認を得て開館時間を変更することができる。この場合、事前（1か月前まで）に市に届け出て承認を得ること。

#### (2) 休館日

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日まで

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市の承認を得て休館日を変更することができる。この場合、事前（1か月前まで）に市に届け出て承認を得ること。

※プールに関しては、月曜日も開場する。ただし、8月上旬に閉場する日を1日ほど設ける。(プール清掃のため)

#### 4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### 5 利用状況及び収支状況

別紙1-1、1-2のとおり(平成29年度～令和元年度)

#### 6 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) やまぐちリフレッシュパークは、心身の健康増進及び体育の普及振興を図るため設置された施設であることから、その設置理念に基づき管理運営を行う。
- (2) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (3) 施設の効果的・弾力的運営を行う。
- (4) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (5) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (6) 施設の設置目的に添った魅力のある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (7) 個人情報の保護を徹底する。
- (8) 市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

#### 7 管理運営のための体制の整備

指定管理者は、やまぐちリフレッシュパークの適正な管理運営のため、必要な体制を整えること。

##### (1) 職員の配置及び体制に関すること

- ① 施設の管理運営業務全般の総括責任者として、常勤職員1名を配置すること。
- ② 施設運営業務、施設維持管理業務の責任者として、常勤職員を1名ずつ配置すること。
- ③ 甲種防火管理者の資格を有するものを配置し、消防法で定められた届け出、点検及び消防訓練を実施すること。
- ④ 指定管理者は、職員の中で1人以上に体育施設管理士の資格を取得させ、配置するよう努めること。
- ⑤ 職員に対して、施設の管理に必要な研修を実施すること。また、日々の業務その他についてマニュアル等を作成し、全ての職員が共通認識をもって業務にあたるようにすること。
- ⑥ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務等、体制の整備に必要な業務を実施すること。

- ⑦ 電話等での各種の問い合わせ、来館者及び施設見学者等に対し、必要な対応を行うこと。
- ⑧ 施設利用者等からの苦情等に対しては、指定管理者が誠実に対応し、その対応状況については、書面により速やかに市に報告するとともに、記録保存すること。
- ⑨ 施設管理運営に係る全職員（臨時職員を含む）の勤務形態等については、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守し、業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統等が一覧できる表をそれぞれ市に提出すること。
- ⑩ プールの管理運営については、特に安全衛生面について、配慮すること。（※プールの管理体制及び業務内容の詳細については、別紙2に特記する。）

#### (2) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、令和3年4月1日から始まるやまぐちリフレッシュパークの指定管理業務が円滑に遂行できるよう、自己の責任及び負担において、人的及び物的体制を整えること。なお、必要に応じて業務の引継ぎを行うこと。

### 8 法令等の遵守

やまぐちリフレッシュパークの管理運営にあたっては、関係法令及びやまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例等を遵守しなければならない。

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とし、改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

### 9 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に基づく対応

本市の「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に準じて、適切に対応すること。

#### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、障がい者に対して不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

#### (2) 合理的配慮の提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その人の障がいに合った必要な配慮の提供をしなければならない。

### 10 環境に配慮した取り組み

本市では、全職員及び事務事業、指定管理施設を含む全施設を対象として、独自の環境マネジメントシステムと地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を一体的に運用する「エコフレンドリーオフィスプラン」により、環境に配慮した取組みを推進していることから、やまぐちリフレッシュパークの管理運営に当たっては、下記のとおり対応する

こと。

(1) 具体的な取組事項

- ① 電気・燃料の使用量削減  
照明、空調機等の使用及び燃料使用量の抑制  
エコドライブの推進
- ② イベント等開催時の環境配慮の取組  
廃棄物の排出抑制、省資源化（リユース食器の利用など）
- ③ ごみの分別、排出量の抑制
- ④ 水道使用量の節減
- ⑤ 紙資源の節約  
コピー用紙の裏面利用、両面コピーの徹底  
電子メール等を活用したペーパーレス化の推進
- ⑥ グリーン購入の推進

(2) 環境に関する事故や苦情発生時の対応

環境に関する事故や苦情が発生した場合は、適切に対応し、環境に与える影響が大きいもの場合は、市へ報告し、その指示に従うこと。

(3) 環境関連法令に対する適正な対応

施設管理において環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

## 1.1 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務である。なお、これらの業務の全てを第三者に再委託することは認めないが、業務の一部を第三者に再委託することは、事前に市の承認を得ればできるものとする。この場合、指定管理者の資格に住所要件があることから、市内業者への再委託について可能な限り配慮すること。（別紙3：業務再委託一覧参照）

(1) やまぐちリフレッシュパークの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務 ※詳細については別紙4に規定する。

① 施設等利用申請書等の受付及び利用許可に関する業務

この業務は、施設等の本来の用途や目的による利用及び営業利用の受付及び許可を指し、施設本来の用途や目的以外での営業行為や電柱の設置などで施設内（敷地内）を使用する場合の許可は、指定管理者の業務ではなく、市の業務になるので、注意すること。この場合、使用者（設置者等）は、目的外使用としての行政財産使用料を市に支払うこととなる。

② 附属設備の管理、操作説明等の業務

(2) 利用料金の徴収、還付、減免に関する業務

- ① 条例に従い施設等の利用料金の徴収等を行うこと。
- ② 利用料金の徴収方法は前納とする。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合

に限り、後納させることができる。(不払いによる減収は補てんしない。)

- ③ 金額の過誤その他の理由で利用料金の還付が必要になった場合は、還付事務を行うこと。
- ④ やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例第13条に該当し、利用者から申請があったものに対しては利用料金の減免措置を行うこと。(減免分の減収は市が補填する。)

なお、指定管理者は、やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例第13条以外にも、事前に市の承認を得れば、独自に利用料金の減免措置を行うことができる。

(ただし、この場合の減免分の減収は補てんしない。)

### (3) 業務を行う上での注意点

- ① 施設利用受付業務には適宜職員を配置し、利用者が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行い、不備のないようにすること。
- ② 原状回復が行われていないとき及び施設等の破損等があるときは、利用者に対して原状回復の指示をすること。
- ③ 施設利用案内を作成・配布し、貸館利用の促進に努めること。
- ④ 利用の許可、不許可に関する事務処理は遅滞なく行い、利用料金の徴収漏れや誤徴収等がないようにすること。
- ⑤ 施設の利用によって発生したゴミは、利用者に処分させること。

### (4) 施設等の維持管理に関する業務

#### ① 施設内の清掃業務

ア 日常清掃(日常的に必要な清掃業務)に関する業務

イ 定期清掃(ガラス清掃、カーペット等床清掃、空調機器フィルター清掃等定期的に必要な清掃作業)に関する業務

#### ② 植物管理

施設内の樹木、芝生、草花等の維持管理

ア 常に良好な状態を維持し、植物の特性にあった管理を行うこと。

イ 景観の向上、環境保全、防災機能といった公園内の植物がもたらす効用に留意した管理を行うこと。

ウ 施設内の芝生管理に当たっては、競技等が適正に実施できる維持管理水準を保つこと。

エ 上記ア、イ、ウの達成のために必要があると認められる場合は、維持管理水準の有無に関わらず必要な措置を講じること。

#### ③ 設備・施設内の機器類の保守点検業務

ア 自動ドア、電気設備、空調機器、吸収式冷温水器、給排水設備、エレベーター等の設備に関する法定点検、保守に関する業務

イ 音響機器、体育機器等の機械類の保守点検に関する業務

④ 施設等の軽微な修繕に関する業務

※上記に記載する業務の詳細については別紙5に規定する。

(5) ニュースポーツ貸出業務

営利を目的とせず、地域におけるスポーツ活動を目的とした使用に限り、別紙9ニュースポーツ用具一覧の物品について貸出（無料）を行うこと。

また、利用者の求めに応じて、操作説明等を行うこと。

なお、用具の修繕および消耗品の購入は、他の備品と同様に取扱うこと。

(6) 自主事業の実施に関する業務

① 基本的な考え方

指定管理者は、施設利用者の増加等を図るため、積極的に自主事業を企画し、実施するものとする。自主事業実施にあたっては、一体的に第三者へ業務を委託することは認めない。ただし、専門的知識、技術等を要する業務については、事前に市の承認を得れば可能とするが、あくまでも指定管理者の責任において実施できる体制とすること。

なお、自主事業は、指定管理者主催（市及び市教育委員会は共催しない）の事業であり、実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とする。

② 自主事業の内容

原則としてやまぐちリフレッシュパークの設置目的に沿ったものであること。

③ 自主事業実施における注意点

自主事業の実施については、貸館施設としての利用とのバランスを考慮するとともに、事前に市と協議し、承認を経てから実施すること。なお、自主事業の実施後であっても、自主事業が本来の施設運営に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

また、事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

④ その他

自動販売機を設置する場合は、指定管理者は行政財産の目的外使用の許可を得て市に対し使用料を支払わなければならない。

なお、当該目的外使用許可は指定管理者のみに許可する予定であることから、指定管理者が自動販売機の設置により収益を得た場合は施設の管理運営のための経費に充当すること。

(7) 避難所等の運営に関する業務

やまぐちリフレッシュパークは山口市地域防災計画において指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難場所並びにヘリコプター離着陸場（以下「避難所等」という。）に位置付けられているため、大規模地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、避難所等として開設されたときは、市との協議により定めた

役割分担に応じて、避難所等の運営又は運営支援を行うこととする。

なお、避難所等の開設に伴い新たに生じることとなる経費等の負担については、市との協議により別に定めるものとする。

(8) その他やまぐちリフレッシュパークの管理運営に必要な業務

- ① 条例に規定する開館時間までに、各室の開錠等の開館業務を行うこと。
- ② 条例に規定する閉館時間を過ぎ、利用者がいなくなったことを確認してから、各室の施錠等の閉館業務を行うこと。
- ③ 年度終了後30日以内に事業報告書を提出すること。
- ④ 施設利用者の満足度を図るため、市と協議し、毎年度、利用者アンケートを実施し、施設利用者へのサービスの向上を図ること。
- ⑤ 事故や災害時などにおいて、迅速かつ的確に利用者に対して情報を伝達し、避難誘導するなど必要な措置を行うとともに、これに対応できる体制を確立すること。
- ⑥ 指定管理者は、本仕様書に記載のない業務等についても、全てにおいて市民サービスを後退させないよう留意すること。

(9) 特記事項

- ① プールの専用利用の許可にあたっては、個人利用者のサービス低下を招かないよう、十分配慮すること。なお、自主事業についても同様とする。
- ② 各種選挙事務による利用の制限及び施設管理上の対応（選挙時は開票所となるため、メインアリーナ等の一般利用ができず、開票作業が翌朝までかかる場合がある。）
- ③ 敷地内の市道は駐停車禁止のため、大会等で来場車輛が多い場合に駐停車している車輛があった場合は、最寄りの駐車場に移動するよう求めること。

1.2 備品・消耗品等の取り扱い

やまぐちリフレッシュパークに附属する市所有の備品等（別紙8）については、その使用及び保管に十分注意すること。また、指定管理者自らが購入した備品等については指定管理者の所有とし、独自に備品台帳等を備えて事業報告書提出時に市に報告すること。

また、施設の特性上、指定管理者においてAED（自動体外式除細動器）を必置することとし、適宜、保守点検を行うこと。当施設にはプールもあることから、2台以上常備すること。

なお、施設の消耗品類の更新については、指定管理料の中から指定管理者が負担すること。

1.3 管理運営経費の取り扱い

やまぐちリフレッシュパークの管理運営に必要な一切の経費は、市が負担する指定管理料のほか、施設の利用料金及び自主事業の収益で賄うこと。ただし、1件10万

円以上の修繕等（指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷したものを除く）については市が負担する。

また、指定管理者が行う毎年度の管理運営において、利益が生じた場合は指定管理者の収入とし、損失が生じた場合は指定管理者の負担とする。

ただし、指定管理料の一部（電気料金に係る収支）は精算対象とする。

#### 1.4 利用料金の額

施設等の利用料金は指定管理者の収入となるものであり、やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例で定める額の範囲内で自由に定めることができるが、事前に市の承認を得ること。

#### 1.5 指定管理料の取り扱い

やまぐちリフレッシュパークの管理運営のために市が負担する指定管理料が必要な場合は、収支予算書の収入の部に「指定管理料」として適正な金額を見積もること。

また、指定管理料が必要ない上に、さらに市に収益を還元しようとする場合は、収支予算書の支出の部に「使用料」として適正な金額を見積もること。

なお、指定管理料又は使用料の額については、提出された事業計画書や収支予算書の内容により、指定管理者と協議し、各年度における予算の範囲内で決定するとともに、指定管理者と市が締結する協定で定めることとする。

また、指定管理料の支払いは、総額を4分割し、4半期ごと（4月、7月、10月、1月）に行う予定としている。

#### 1.6 引継ぎに関する事項

- (1) 指定管理者は、指定期間の終了並びに指定の取消し等に際し、市もしくは市が指定するものに対し、管理業務の引継ぎ等を行なわなければならない。
- (2) 指定管理者は、指定期間の終了後であっても、市もしくは市が指定するものに管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、管理業務を継続するものとする。
- (3) 指定管理者は、施設の保守点検記録簿をはじめとする市もしくは市が指定するものが求める情報を正確に提供若しくは引き渡さなければならない。ただし、指定管理者の、法人不利益情報等に関するものについては、市と協議し、提供しないことができる。

#### 1.7 リスクの分担

リスク分担の方針は別紙6のとおりであるので、指定管理者は自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。市においては、市民総合賠償補償保険に加入しているので、同等以上の保険に加入し、その補償の内容がわかるものを市に提出す

ること。

なお、建物の火災保険については、市で加入するため除くこと。

※市民総合賠償補償保険

内容：身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

1.8 指定の取り消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

- (1) 指定管理者が、市が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

1.9 協定の締結

市と指定管理者は、やまぐちリフレッシュパークを適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項について、協議の上協定を締結する。

協定は、指定期間全体を通じた基本協定と、指定期間中に毎年度締結する年度協定の2種類とする。協定の主な項目は次のとおりであるが、市と指定管理者の協議により項目を変更する場合もある。

(1) 基本協定

基本協定の目的、指定管理者指定の意義、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、信義誠実の原則、用語の定義、管理物件、指定期間、年度協定、本業務の範囲、市が行う業務の範囲、リスク分担、業務実施条件、業務範囲及び業務実施条件の変更、本業務の実施、休館日・開館時間の変更、開業準備、第三者による実施、管理施設の維持保全、緊急時の対応、情報公開、情報の管理、市による備品等の貸与、指定管理者による備品の購入等、年度事業計画書、事業報告書、市による業務実施状況の確認、監査委員等による確認、指定管理料、利用料金収入の取扱、利用料金の決定、利用料金の減額又は免除、損害賠償等、第三者への賠償、不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部の業務実施の免除、業務の引継ぎ等、原状回復義務、備品等の扱い、市による指定の取消し、指定管理者による指定の取消しの申し出、不可抗力による指定の取消し、指定の取消し時の取扱、権利・義務の譲渡の禁止、重要事項の変更の届出、自主事業、避難所等の運営、改修工事等に伴う対応、書面による請求等の原則、本業務の実施に係る指定管理者の口座、協定の変更、疑義についての協議

(2) 年度協定

## 年度協定の期間、指定管理料の支払い、利用料金、疑義等の決定

### 20 協議

- (1) 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議して決定することとし、双方が合意に至る前においては、禁止事項として扱うこととする。
- (2) 令和3年4月以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況について、現時点では見通しが不透明であり、今後の流行の拡大によっては施設の開所日数・時間や利用方法等の前提条件及び指定管理者の実施する業務等について変更を余儀なくされる場合が想定される。

今回の指定管理者の募集及び審査は、仕様書に記載する業務が指定期間を通じて実施可能とする想定で行うので、申請においてもその前提で事業計画及び収支予算書を立案すること。今後の状況の変化により、施設の業務内容について変更を行う必要が生じた場合は、原則としてリスク分担表に基づき市と指定管理者の費用負担について協議を行うものとする。また、協定書や仕様書等の変更、指定管理料の再積算等の必要がある場合は、市と指定管理者で協議を行い決定するものとする。

### 21 注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭におき、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 個人情報の保護のため、別紙7「個人情報等取扱特記事項」の遵守について、職員に周知徹底させること。
- (3) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員を指導するとともに、事故・災害等が発生した場合には、速やかに応急処置を講じること。
- (4) AED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法等を職員に習得させること。
- (5) 職員が通勤に自家用車を利用し、施設敷地内に駐車する場合は、施設利用者の利用に配慮した場所に駐車すること。
- (6) 指定管理者は、やまぐちリフレッシュパーク設置及び管理条例第18条の規定により、利用者に対して原状回復の義務を負わせること。
- (7) 指定管理者は、山口市情報公開条例の規定により、施設の管理を行う文書については、公開の手續義務が課せられるものであること。
- (8) 指定管理者は、利用者の健康増進及び安全衛生管理に配慮するため、全職員（臨時職員を含む）の健康管理にも十分に留意し、施設の管理運営に努めること。
- (9) 山口市の新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年5月8日に施設利用者と施設管理者に対して、「山口市新型コロナウイルス感染症対策～施設の利用に当たっての留意事項～」を示している。また、やまぐちリフレッシュパークに類似する

施設の業種別ガイドラインとして「体育館、水泳場、運動施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が示されているため、今後の感染状況の見通しは不透明であるが、応募に際しては事前に確認し必要な対策を講じること。

## 別紙1-1

## ＜やまぐちリフレッシュパーク利用状況一覧表＞

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
メインアリーナ	バレーボール	114	11,690	105	8,723	90	8,311
	バスケットボール	10	3,500	9	2,114	9	3,600
	バドミントン	1,237	14,192	1,418	13,341	1,341	14,085
	卓球	262	8,326	270	9,377	323	10,862
	その他	1,016	36,667	1,107	27,263	993	25,944
	小計	2,639	74,375	2,909	60,818	2,756	62,802
サブアリーナ	バレーボール	89	4,569	98	4,535	61	3,998
	バスケットボール	199	3,231	245	2,965	282	4,178
	バドミントン	393	3,928	367	3,910	353	3,330
	卓球	124	1,828	122	1,259	105	929
	その他	529	18,794	536	14,892	442	9,663
	小計	1,334	32,350	1,368	27,561	1,243	22,098
第1グラウンド	ソフトボール	148	21,687	86	7,309	81	6,773
	サッカー	131	8,128	144	8,080	106	7,388
	その他	58	3,896	73	12,569	97	11,484
	小計	337	33,711	303	27,958	284	25,645
第2グラウンド	ソフトボール	32	2,310	22	1,642	15	1,810
	サッカー	38	2,119	21	1,259	22	1,349
	その他	21	713	31	1,448	37	1,193
	小計	91	5,142	74	4,349	74	4,352
トレーニングルーム		19,517	19,517	19,033	19,033	18,015	18,015
多目的室		441	5,683	358	5,017	285	4,175
テニスコート		2,185	17,671	2,007	13,665	1,693	13,330
シャワー		1,366	1,366	1,402	1,402	1,191	1,191
プール		13,935	13,935	12,080	12,080	8,764	8,764
その他（館内ロッカー等）		2,002	2,002	1,986	1,986	1,862	1,862
合計		43,847	205,752	41,520	173,869	36,167	162,234

## 別紙 1 - 2

## ＜やまぐちリフレッシュパーク収支状況一覧表＞

(収入)

(単位：円)

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
指定管理料	42,414,000	42,414,000	42,807,000
施設利用料	22,740,700	20,698,779	19,554,420
その他収入	4,082,746	3,872,447	3,395,989
自主事業収益	1,653,364	1,577,372	3,358,740
利用料減免補填料	6,056,940	4,530,505	5,736,710
合計	76,947,750	73,093,103	74,852,859

(支出)

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
人件費	27,311,989	26,661,771	26,862,356
人件費 法定福利費	2,994,080	2,433,243	3,083,346
交際費	1,080	31,240	15,000
旅費交通費	77,400	106,000	39,220
保険料金	565,289	526,960	599,088
水道料金	1,428,125	1,686,949	1,629,115
電気料金	11,039,149	10,130,958	9,456,576
ガス料金	3,390,224	2,976,154	1,987,602
プール用水料金	898,719	886,003	708,088
通信費	315,026	375,516	315,594
消耗品	640,905	959,132	1,395,724
需用費	2,531,203	2,855,294	3,367,522
修繕修理費	1,292,113	1,148,996	1,113,371
委託料	9,900,804	8,936,094	8,901,182
屋外施設整備費	4,800,000	4,800,000	4,800,000
租税公課	3,185,323	3,255,643	3,246,316
広告宣伝費	199,400	110,410	0
諸経費	4,800,000	4,800,000	4,800,000
その他の支出	433,332	388,134	460,472
合計	75,804,161	73,068,497	72,780,572

差 引	1,143,589	24,606	2,072,287
-----	-----------	--------	-----------

## 別紙2 プールの管理体制及び業務内容

### 1 従事者等

プールの管理運営業務に従業する職員は、次に掲げる資格及び能力を有する者でなければならない。そのうち、責任者（主任監視員）には、次の要件に加え指導者としてふさわしい資質を有する人格を備え、プールに導入されている機器等を円滑に操作でき、業務遂行上必要な知識を有した者を配置すること。

#### ①責任者（主任監視員）

プールの安全及び衛生に関する知識を持ったもので、公的機関や公益法人等の安全衛生に関する講習会等受講者とする。プール全体の責任者として総括の職務にあたる管理能力を有する者。また、十分な泳力を有する者。

#### ②監視員

十分な泳力を有する健康な者で、心肺機能蘇生術の講習等を受講した者とする。

### 2 施設職員の配置等

業務を円滑に履行するために、責任者を定めるとともに組織体制を市と協議のうえ定め、承認を得ること。なお、総括責任者及び責任者は、市と連絡を密にするとともに、監視員をはじめとする施設職員の指揮監督を行い、業務遂行に遺漏のないよう万全を期すること。また、自らが所管する業務以外の業務員とも協調して作業を行うよう指揮監督する。

①責任者として1名を配置すること。また、責任者はプール施設管理士の資格を取得するよう努めること。

②責任者またはそれに準じる者を利用時間中、常時配置すること。

③利用者数に応じた適切な人数の監視員等を適正に配置すること。

指定管理者は、プールの管理運営にあたり、専門的知識・技術を有し、かつ心身ともに健康な者を厳選し、次に定めた配置基準以上の人員を確保しなければならない。ただし、利用者の増加・減少等利用状況の変化に応じて、施設職員配置数の調整が適当と認める場合は、業務遂行に支障のない範囲において施設職員の加配・減配を行うことができるものとする。その際は、あらかじめ市の承認を得ること。

施設職員配置基準表

区分	50mプール	25mプール	子ども用遊泳プール
責任者(主任監視員)		1	
監視員	3	2	2
合計		8	

### 3 プールの運営及び監視指導に関する業務

#### ①プールの安全管理

ア プール利用者が、安全かつ快適にプールを利用できるよう施設・設備について日常的な安全確認をするとともに、利用に際して危険と判断される箇所は速やかに清掃・修繕を行うこと。

イ 定期的にプール内の安全設備（排水口付近等）を点検し、不慮の事故を未然に防ぐように配慮すること。

ウ 上記ア、イの結果を記録するとともに管理体制を明確にすること。また、市の求めがあったときは報告書として提出すること。

#### ②プールの水質等管理

プール水の残留塩素濃度等の測定を1日最低3回以上行い、記録簿を作成すること。

なお、プールの水質基準及び維持管理基準については、遊泳用プールの衛生基準を遵守すること。

#### ③遊泳者の監視及び救護

ア プール利用者の安全確保を第一に考え、事故等がないよう細心の注意をはらい、使用方法等をわかりやすく指導及び助言すること。

イ 万が一事故等が発生した場合は直ちに全利用者の利用を中止させ、事態の解決を図ること。

ウ 利用者の急な病気・けが等に対応するため、必要な薬品・用品等を用意すること。

エ 施設職員に、AEDの適切な使用方法等を習得させること。

オ 救急法・応急措置法及び医療機関、家族等への連絡等の対処方法についてマニュアルを整備し、施設職員に徹底するなど急病等への対応について十分な対策を講じること。

カ 急病等が発生した場合には、患者・負傷者等の状況を正確に把握し、適切な措置を行なうこと。

キ 発生した急病、事故等の内容・経過について、速やかに市へ連絡すること。

ク 上記ア～オに迅速に対応できるよう、自主訓練を行うこと。

#### ④利用者の体調管理

プール利用者の体調管理のため、一定の間隔で一斉休憩時間を設けること。休憩時間中、監視員はプール内を点検し、事故等が起きていないか確認すること。

#### ⑤薬剤及び消耗品の管理

必要に応じて購入し、適正に管理すること。また、薬剤については、利用者に危険が及ばないよう適正に管理すること。

### 4 プールの清掃に関する業務

#### ①利用期間前のプールの清掃及び安全確認

プール利用期間前に、プール、トイレの清掃及び排水溝等の安全確認を行うこと。

また、あわせて珪藻土の溜め枡を清掃すること。

なお、すべてのプールを空の状態から満水にするまでに約11時間を要する。

②利用期間中の日常的な清掃

プール施設内は基本的に裸足で移動するため、特に安全衛生面に気を配り、プール利用日は毎日、利用時間前後に清掃し施設を常に見た目に心地よく清潔に保つこと。

③利用期間中の計画清掃

8月上旬に閉場する日を1日ほど設け、プールの清掃及び水の入替えを行うこと。

5 関係指針等の遵守

プールの管理運営にあたっては、次の各項に掲げるものを遵守しなければならない。

①プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）

②遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）

## 別紙3

## ＜業務再委託一覧＞

	委 託 業 務 内 容	委託料
1	建物維持業務委託（施設清掃 毎日）	3,653,950
2	事業系一般廃棄物処理	130,800
3	空調設備保守点検業務委託	418,000
4	空気環境測定	93,380
5	トレーニング機器保守点検業務委託	222,760
6	自家用電気工作物保安管理業務委託	534,972
7	合併処理浄化槽維持管理業務委託	1,376,670
8	やまぐちリフレッシュパーク総合体育館警備	189,950
9	消防用設備保守点検業務委託	283,050
10	エレベーター保守点検業務委託	235,440
11	プール害虫駆除	136,250
12	プール水質検査	248,400
13	飲料水水質検査	7,560
14	音響・照明機器保守点検	163,500
15	自動ドア保守点検	85,000
16	ばい煙測定	0
17	プールろ過装置保守点検	108,000
18	浄化槽定期検査	13,500
19	事務委託	1,000,000

## 別紙4

### やまぐちリフレッシュパークの施設等の利用許可に関する業務の詳細

#### 1 施設等利用許可申請書の受付及び利用許可に関する業務

- (1) 各種申請等の受付業務を行い利用の許可、不許可の決定をすること。
- (2) 利用者が退去する際には立会を行い、原状回復状況の確認を行うとともに、原状回復が行なわれていないとき及び部屋の破損等があるときは、利用者に対して回復を指示すること。
- (3) 利用者に対する施設等の利用説明書等を作成するとともに、注意事項等の説明を行うこと。
- (4) 目的外使用を希望する者から使用の申請を受けたときは、市へ申請するよう指示をすること。
- (5) 市が許可した目的外使用者に対して、施設等を適正に使用するよう、十分な説明を行うこと。
- (6) 目的外使用者が使用を完了した場合においても、使用施設等の原状回復がなされていることを速やかに確認し、実施されていないときは直ちに市へ連絡すること。
- (7) 施設内は、酒類等アルコールの持ち込み及び火気厳禁のため、利用者に対して徹底させること。
- (8) 所定の場所以外で喫煙させないようにすること。

#### 2 「山口市公共施設予約システム※」による利用予約受付

※令和2年10月以降は、ひろしま公共施設予約サービスに移行する予定である。

- (1) 施設予約について、施設予約サービスによる施設利用案内、施設空き状況の情報提供、利用予約の受付（利用者登録を含む）を行うこと。
- (2) 施設予約サービスの運營業務に当たっては、施設予約システムのセキュリティ確保及び個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) システム端末（インターネット回線を含む）の保守点検及びサービス運営に係る維持管理は指定管理者の負担により、責任を持って、指定管理者が行うこと。

#### 3 利用調整業務

- (1) 大会や催物等については、利用年度の前年度に日程調整し、年間の利用調整を行うこと。
- (2) 日程調整を行う対象団体は、従前のもの（約100団体）を引き継ぐこと。

#### 4 付帯設備の管理、操作説明等の業務

- (1) 必要に応じて、利用者に対して付帯設備の操作説明を行うこと。

(2) 付帯設備の状態を日常的に点検し、常に利用に耐えうる状態に保つこと。

施設等の維持管理に関する業務の詳細

1 基本事項

- (1) 施設等は、利用者の安全確保を念頭に置き、常に良好な状態を保ち管理すること。
- (2) 施設等を常に清潔な状態に保持するよう努め、管理上発生した廃棄物については適正な分別及び廃棄を行うとともに、定期的な清掃等を実施すること。
- (3) 施設等及び備品等は、善良なる指定管理者の注意をもって管理すること。法定点検は必ず実施すること。
- (4) 購入した備品は台帳（電子データ可）により管理すること。
- (5) 保守点検等の結果、部品の取替、修理等の整備を必要とする場合は、速やかに処置することとし、10万円未満の修繕等は指定管理者の費用負担により行うこと。
- (6) 保守点検業務については、年度当初に緊急連絡体制表と年間の設備保守点検計画表を作成し、指定管理者はこの計画に従って業務を遂行すること。変更が生じた場合は、その理由と対処方法を記録保存すること。
- (7) 指定管理者は、施設設備等の動作不良及び故障発生を確認した場合は、速やかに原因を究明し、対処するとともに、直ちに市へ報告すること。
- (8) 定期点検、保守管理業務を行った後は、速やかに点検の結果等を記録し、保存し、指定期間の終了後は施設の保守点検記録簿を市もしくは市が指定するものに引き渡すこと。

2 施設の清掃業務

(1) 目的

当該業務は、やまぐちリフレッシュパークの全般について、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」に基づく清掃を目的とし、施設等の内外の環境をより衛生的に保持し、利用者に常に清潔な環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

(2) 清掃業務の範囲・作業頻度

清掃業務の範囲は、やまぐちリフレッシュパークの敷地内とする。

また、日常清掃については、休館日を除く毎日、定期清掃については年2回以上実施するものとする。

(3) 清掃業務における遵守事項

- ① 指定管理者は、清掃業務の実施が施設等の利用に支障を与えないよう十分配慮すること。
- ② 清掃業務を総括的に実施するため、清掃責任者を選任し、企画、指導及び監督させること。
- ③ 清掃器具、使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適し

たものを用いること。

- ④ 清掃業務に従事するときは、一定の服装を着用し、指定管理者の作業員であることを明瞭にしなければならない。
- ⑤ 清掃業務の実施中に破損箇所を発見した場合は、直ちに適切な処置を講ずること。
- ⑥ 施設等の安全性の向上
  - ア 作業能率や経済効率を理由として、建材の保全性を損なう方法は避けること。
  - イ 作業機材の放置など、利用者の安全を損ねる作業方法を排除すること。
  - ウ 物品の破損、汚染に注意し、移動できる物品は移動して行う。また付属品の破損、取り付けの不備等が発見したときは、直ちに安全確保のための適切な処置を行うこと。
  - エ 火気には特に留意し、引火性物質は使用しないこと。
- ⑦ 労働安全性の向上
  - ア 作業者の注意力に依存するだけでは解決できない労働災害多発型作業の排除又は改善を追求すること。
  - イ 熟練を要する危険度の高い資機材の利用は極力抑制すること。
- ⑧ 上記の項目を満たした上で作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
- ⑨ 清掃作業の記録を保存すること。

#### (4) 日常清掃

- ① 床面清掃
  - 床面の光沢、機能が恒久的に維持できるような清掃を行う。
- ② 施設全般
  - 常に気を配り、くもの巣、紙くず、吸い殻、ごみ等がないよう手入れすること。
- ③ 通路、階段、廊下、喫煙コーナー
  - 案内・掲示板、柱の腰下、扉、手摺等のほこり払い、汚れ落としを行い、必要により水拭きをする。
- ④ トイレ
  - ア トイレブラシ等を使い、専用の洗剤で洗浄し、洗浄後はよく水で洗い流す。
  - イ ペーパーの補給、屑入れのごみ類を処理する。
- ⑤ 洗面所
  - 洗面台、鏡の清拭きをし、手洗い石鹸を補給する。
- ⑥ 湯沸室
  - 茶がら類を収集し、処理後は容器を洗浄復元する。
- ⑦ その他
  - ア やまぐちリフレッシュパークの敷地内において、紙くず、ごみ、吸い殻等のないように注意すること。
  - イ 屋上排水口のつまりの原因とならないよう、点検清掃を行うこと。

#### (5) 定期清掃

- ① 窓ガラス  
両面ともに洗剤（サッシに有害となるものは不可）で汚れを取り、清掃すること。
- ② 床面（カーペット等）  
局所的な汚れを除去し、洗剤で洗浄すること。
- ③ 側溝、溜め桝等  
土砂を除去し、除去した土砂等は所定の場所に収集すること。
- ④ 床面  
樹脂及びワックスの塗布及び研磨、タイルカーペットのクリーニングを行うこと。
- ⑤ 駐車場  
床面及び車路の清掃を行うこと。

#### (6) ごみの処理

- ① 排出するごみは事業ごみとして適正に処理することとし、一般家庭ごみとしないこと。
- ② 引火性の廃棄物、使用済乾電池、蛍光灯等の廃棄については特に注意を払うこと。
- ③ ごみの資源化には十分配慮すること。
- ④ 山口市に対して、毎年「事業系一般廃棄物搬入許可申請及び資源物処理登録」及び、事業系大規模建築物に係る「廃棄物管理責任者」及び「廃棄物の減量及び適正処理計画書」を提出すること。

### 3 施設内の植物管理

#### (1) 目的

本業務は、施設内の樹木、芝生、草花等の良好な維持管理を確実に実施し、景観の向上、競技等が適正に実施できる維持管理水準を保つことを目的とする。

#### (2) 植物管理業務の範囲・作業頻度

植物管理業務の範囲は、やまぐちリフレッシュパークの敷地内とする。

- ① 芝生管理
  - ア 芝生広場（別紙図面①） 随時
  - イ 子供広場（別紙図面②） 随時
- ② 草刈り
  - ア 旧トリムコース（別紙図面③） 随時
  - イ 雑木林（別紙図面④） 随時
  - ウ 敷地内法面 随時
  - エ その他（別紙図面⑤） 年4回以上
- ③ 植樹管理  
別紙図面点線範囲内 年2回以上

#### 4 施設内の設備等の保守点検業務

##### (1) 目的

本業務は、施設内の設備等の日常的な運転操作と適切な保守整備を行うとともに法定点検を確実に実施し、事故の予防及び各機器の状態を良好に保つことを目的とする。

##### (2) 自動ドア、エレベーターの保守業務

- ① 日常の動作確認
- ② 各種センサーの動作確認

##### (3) 電気設備保守業務

保安規定に基づく保守点検、非常照明、誘導灯等の点検、消防設備の点検、照明制御盤の保守点検等を実施すること。

##### (4) 空調換気設備保守業務

空調関係各機器（冷却塔、冷却水処理装置、空調機、エアフィルター、ファンコイルユニット、ポンプなど）の日常の動作確認、運転操作及び運転状態の点検、ルームエアコンの点検及びフィルター洗浄等を実施すること。

##### (5) 法定点検業務

- ① 空気環境測定の実施（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
- ② ばい煙測定の実施（大気汚染防止法）
- ③ 飲料水水質検査の実施
- ④ フロン排出抑制法に従い、全ての第一種特定製品を対象に3か月に1回以上の簡易点検を行うとともに、実施記録を作成し、市に報告すること。
- ⑤ 上記以外で法律に定められた業務、必要となる検査業務を実施すること。

##### (6) AED、音響機器、体育機器等の機械類の保守点検に関する業務

- ① 日常的に動作を確認し、日常の使用に支障のない状態を保つこと。
- ② 定期的な点検を行うこと。
- ③ 消耗品等の購入及び補充を行うこと。

##### (7) 施設内で各種スポーツに使用する用具類（以下「体育用具等」と言う。）の管理業務

- ① 日常的に破損、欠品等がないか確認し、日常の使用に支障のない状態を保つこと。
- ② 整理整頓に努め、見た目に心地良く使いやすい状態を保つこと。
- ③ 体育用具等に係る消耗品等の購入及び補充を行うこと。

##### (8) 各種調査表の提出

以下の調査表を毎年山口県に提出すること。

- ① 排水量50m<sup>3</sup>/日以上の特特定事業場実態調査表
- ② 水質汚濁物質排出量総合調査表
- ③ ばい煙発生施設等実態調査

## 5 施設等の修繕

修繕については次の基準により実施するものとする。

- (1) 修繕の定義は、施設、設備、機材、器具等の劣化又は損傷に対して、機能を初期状態もしくは実用上支障のない程度まで回復させることとする。
- (2) 安全又は管理運営上、直ちに修繕が必要な場合は、速やかに対応すること。
- (3) 利用者の安全確保、施設の耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）に努め、予防保全に係る修繕も実施すること。
- (4) 修繕の実施に当たり、市と指定管理者の役割分担は次のとおりとする。
  - ① 指定管理者の管理の瑕疵により発生した修繕は、指定管理者が実施する。
  - ② 1件当たり10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の軽微な修繕については指定管理者が自己の費用と責任において実施すること。
  - ③ 1件当たり10万円以上（消費税及び地方消費税を含む）が見込まれる修繕の取扱は、市と指定管理者の協議の上、原則として、市が予算の範囲内で実施するものとする。
  - ④ 上記②③に関わらず、台風等自然災害によって生じる大規模な修繕については、市が費用負担することとする。
  - ⑤ 実施した修繕について、修繕箇所、修繕費用等を記録し、事業報告書等において市に報告すること。
  - ⑥ ②以外の急を要さない修繕については、修繕箇所、想定される修繕方法、想定される修繕費、優先順位を記録し、市が求める時期に一括して報告すること。
  - ⑦ ⑥により指定管理者から報告を受けた修繕については、市と指定管理者との協議の上、修繕計画を作成するものとする。
  - ⑧ 市は、市による施設点検の結果、必要があると認めたとき又は利用者からの要望を受けて、市が必要があると認めたときは、指定管理者に修繕の実施を要請又は指示することができる。その際の費用負担については、上記②③のとおりとする。

## 6 その他の業務

- ① 野中堤水利組合との協議により、春に負担金1万円を納付し、秋に1回、野中池の除草作業（別紙図面⑥の場所）を行うこととしているので、実施すること。
- ② 調整池（別紙図面⑦の場所）の土砂を年1回以上除去すること。
- ③ 冬季における水道管の凍結等への対策を行うこと。特にテニスコートについては、コートの特性を理解して、霜等への対策を施し、利用に支障がないよう管理運営すること。

(別紙図面)



## 別紙6

## リスク分担表

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
				山口市	指定管理者	
共通リスク	募集手続きリスク	1	募集要項等本事業に係る公表した資料の誤り	○		
		2	応募費用		○	
	法令変更リスク	3	指定管理者制度に係る根拠法令の変更	○		
		4	広く一般的に適用される法令の変更		○	
	税制変更リスク	5	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○	
	許認可リスク	6	事業の実施にあたっての市が取得すべき許認可取得の遅延・失効等	○		
		7	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効等		○	
	政策リスク	8	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○		
	住民対応リスク	9	本事業に対する（市の要求に起因する）反対運動	○		
		10	指定管理者が行う業務に対する苦情等		○	
	環境リスク	11	市の要求に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）	○		
		12	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）		○	
	第三者賠償リスク	13	市の責めに帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○		
		14	指定管理者が行う業務に起因する事故により第三者に与えた損害		○	
		15	上記以外の理由により、第三者に与えた損害	○	○	リスク条件に応じて、市と指定管理者のいずれか、または双方がリスクを負担する。
	事業中止・延期リスク	16	市の指示、議会の不承認等による本事業の中止・延期	○		予算案不成立や政策変更等によるものを指す。
		17	上記以外の理由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○	
		18	指定管理者の事業放棄・破綻		○	
	委託業者管理責任	19	指定管理者が締結する契約の相手方当事者の管理・内容変更等		○	

	不可抗力 リスク	20	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止	○		
		21	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）により、第三者に与えた損害	○	△	事故時の指定管理者の適切な処理を確保するため、指定管理者にも一部負担させる。
		22	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備の損害	○		
		23	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動等自治体又は指定管理者のいずれかの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の施設・設備の損害		○	
維持管理 リスク	施設損傷 リスク	24	市の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷	○		
		25	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等で施設・設備が損傷		○	
		26	施設の修繕及び備品の購入		○	一件につき10万円以上は、市と指定管理者が協議。
運用リス ク	運営コス トリス ク	27	インフレ等による物価変動によるもの		○	
		28	金利変動によるもの		○	
		29	上記以外の要因による業務量及び運営費の増大		○	
		30	資金調達の遅延・困難等によるもの		○	
	需要変動 リスク	31	利用者数などの需要変動による収入の変動		○	
終了時の 手続き関 連	施設の性 能	32	事業期間終了時における事業継続の水準保持		○	
	終了手続	33	事業期間終了時の手続に関する諸費用の発生		○	

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、業務の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報等の取扱いについて、善良なる管理者の注意をもって、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に管理しなければならない。

(定義)

第2条 個人情報等とは、業務を処理するために甲から引き渡された個人に関する情報であつて、山口市個人情報保護条例（平成17年山口市条例第12号。以下「条例」という。）

第2条第1号及び第1号の2に規定する個人情報及び特定個人情報をいう。

(業務の処理)

第3条 乙は、業務の処理について、その全部又は一部を問わず外部に委託してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。その場合、乙は当該委託先に対し、乙の責任において、乙と同等の義務を課しこれを遵守させるものとする。

2 乙が行う業務の処理は、甲の指定する場所で行うものとし、書面により確認する。

3 やむを得ず前項で定める場所以外での業務の処理を必要とするときは、事前に甲乙協議の上実施するものとする。

4 乙は、業務の処理に関し、事故が生じたときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、個人情報等の漏洩、盗難、滅失又は改ざんの防止その他個人情報等の適切な管理のために、個人情報等を取り扱う乙の作業従事者（以下「乙の作業従事者」という。）を選任するとともに、業務処理施設のセキュリティ確保、個人情報等の運搬及び乙の作業従事者の管理体制等について、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、乙の作業従事者に対し、本書の内容を周知徹底させ、遵守させなければならない。また、このことに必要な研修、指導等を適宜実施し、実施内容について甲に報告するものとする。

3 甲及び乙は、個人情報等の授受、保管について管理台帳を作成し、個人情報等の内容、取扱年月日、取扱者、数量等を記録しなければならない。

4 乙は、甲が提供する業務の実施に必要な個人情報等が記録されているデータ、帳票、資料等（以下「データ等」という。）を使用して新たに作成したデータ等（以下「作成データ等」という。）で、保存する必要がなくなったものについては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって、確実かつ速やかに処分しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報等を第三者に開示又は漏洩してはならない。

この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

2 乙は前項の規定を遵守するため、乙の作業従事者と秘密保持契約を締結するなど、必要な処置を講ずるものとする。

3 業務を処理する乙の作業従事者は、業務の重要性を認識し、業務上知り得た内容の一切を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報等を業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止等)

第7条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、データ等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

2 乙は、甲の事前の承認がなければ、データ等及び作成データ等を第3条第2項で定めた作業場所以外へ持ち出してはならない。

(データ等返還及び作成データ等の抹消)

第8条 乙は、業務が終了したとき、この契約が解除されたとき、並びにデータ等及び作成データ等を必要としなくなったときは、直ちに、データ等は甲に返還し、作成データ等は抹消し、その旨を証する書面を甲に提出するものとする。ただし、甲が別の指示をしたときはその指示に従うものとする。

(報告及び検査監督)

第9条 甲は、乙に対し、この契約に関する業務の処理における個人情報等の管理状況について、報告を求めることができる。

2 乙は、この契約に関する業務の処理における個人情報等の管理状況について、甲による検査を適宜受けるものとする。検査の結果、不備が認められる事項が発生した場合、乙は、甲の指示、監督に従い改善するものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この個人情報等取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、乙は、速やかに被害の拡大を防止する適切な措置を講じなければならない。

3 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、乙に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

4 前3項の規定は、業務終了後及びこの契約解除後も、同様とする。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 乙は、この個人情報等取扱特記事項の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、第三者に対し甲が賠償をしたときは、甲は乙に対し求償するこ

とができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する損害が天災その他不可抗力によるものであるときは、その賠償の負担につき、甲乙協議して定めるものとする。

(法令等の遵守)

第12条 乙は、条例を遵守するとともに、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、個人情報等を取り扱う業務を適正に履行しなければならない。

(協議事項)

第13条 この個人情報等取扱特記事項に定める事項について甲乙間に疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを処理する。

以上

## 別紙 8

(備品一覧)

		品名	山口市	多々良造園	備考		
総合体育館	多目的室	折りたたみテーブル	8	8			
		折りたたみイス	36				
		壁時計	2				
		ホワイトボード(大)	1				
		鏡	1				
	給湯室	ポット	3				
		食器棚	1				
		冷蔵庫			1		
	倉庫1	バドミントンネット	10				
		ソフトバレーネット	10				
		ハンドボールゴールポスト	1				
		ハンドボールネット	4				
		モップハンガー	2				
		業務用掃除機			2		
		折りたたみイス	420				
		折りたたみイス用台車	14				
		折りたたみテーブル	27				
		折りたたみテーブル用台車	3				
		バドミントン支柱	10				
		インディアカ用管	26				
		ホワイトボード	11				
		仕切(パーティション)	1		1		
		台車	2			特大、大	
		サッカーゴール(小)			4		
		マット	17				
		倉庫2	防球フェンス	248			
			防球フェンス運搬車	7			
			得点板(小)	37			
	得点板(大)		10				
	審判台		2				
	審判台		10				

	審判台予備	1		
	電光掲示板(中)	4		
	ハンドボールゴールポスト	1		
	バスケットボール用ゴール	4		
	バスケットゴール安全マット	4		
	24 秒ルール用タイマー	2		
	バスケットボールファウルカウント	2		
	セーフティマット		1	
	サッカーゴール(大)		6	
	サッカーボール入れ	1		
	30 秒ルール操作盤	2		
	ゴール固定具一式	4		
	バスケットボール備品一式	1		
倉庫3	ボールバー整理棚	1		
	ネット高さ測定器	3		
	簡易ステージ用ステップ	1		
	演台	2		
	花台	1		
	演壇	2		
	中量ラック (基本型)	1		
	中量ラック (連結型)	3		
	一輪車	8		
	室内テニス用支柱	1		
	室内テニス用ネット		1	
	バレーボール置き		3	
	バレーボール支柱	5		
	バレーボール支柱ラバー	6		
	バレーボール支柱カバー	3		
	バレーボールネット(6人制)	3		
	バレーボールネット(9人制)	3		
	脚立	1		
倉庫4	卓球台	36		
	卓球台カバー	26		
	ラージボール卓球用サポートアダプタ	29		

	フロアシート	74		
	巻心アダプター	75		
	フロアシート巻取器	6		
	収納架台	6		
	シートリフター	4		
	簡易ステージ	4		
	簡易ステージ用幕板	8		
	卓球用ネット(支柱含む)	36		
	中量ラック	1		
廊下	ロッカー		14	
サブ 1	折りたたみイス	60		
	折りたたみイス用台車	2		
	折りたたみテーブル	5		
	折りたたみテーブル台車	1		
	中量ラック(連結型)	1		
	審判台	3		
	バレー支柱台車	1		
	高さ測定器	1		
	掃除機		1	
	卓球台	12		
	卓球台(障がい者用)	1		
	卓球台カバー(障がい者用)	1		
	得点板(小)	18		
	得点板(小)台	12		
	得点板(大)	3		
	台車	1		
	連結ハシゴ	1		
	卓球用ネット	12		
	防球フェンス	70		
	防球フェンス運搬車	2		
	ラージボール卓球用サポートアダプ タ	14		
	バドミントンネット	3		
	バドミントン支柱	3		
	インディアカネット	1		

	バレーボールネット(6人制)	1		
	バレーボールネット(9人制)	1		
	バレーボール支柱	1		
	バレーボール支柱ラバー	2		
	バレーボール支柱カバー	1		
	ソフトバレーネット(黒)	3		
	バスケットボール用ハンドル	1		
	ボール台		1	
	ホワイトボード	1		
	モップハンガー	1		
	簡易ステージ	4		
	階段(ステージ用)	1		
	扇風機大		2	
	卓球ネット予備	9		
トレーニング室	デジタルオムロン血圧計	1		
	ストレッチマット・ブルー	4		
	ステアマスター4000TP	1		
	ステアマスター専用ゴムシート	1		
	チェストプレスNR-S	1		
	ハイプーリーNR-S	1		
	レッグカールNR-S	1		
	レッグプレスNR-S	1		
	SS-Gベントレックアブドミナル	1		
	バックエクステンションベンチ	1		
	壁時計	1		
	事務机	1		
	電話	1		
	身長計	1		
	体脂肪計		1	
	扇風機		9	
	温度計		1	
	コードレスバイクV		5	
	LXE1200 LABORDO	2	2	
	CONCEPT2 PM3		1	
	NAUTILVS E 916		2	

	ロータリートーフ&ツイスト		1	
	アダクション&アブダクション		1	
	フライ		1	
	レッグレイズ・チン&ディップ		1	
	SDIN SLIDER		1	
	バランスボード		1	
	イス(ソファ)		2	
	ベンチイス		2	
	バランスボール		4	
	ダンベル		12	
	ダンベル台		1	
	BEAVTY SWEATNFSS		2	
	冷水器	1		
	鏡	2		
	ロッカー		3	
	イス(血圧計用)	1		
	マット(ベンチ下)		24	
	マット(ダンベル下)		1	
更衣室男	コインロッカー	10		
女	長イス	8		
	丸イス	6		
	壁時計	2		
	脱衣かご	6		
メインロビー	ロビーチェア	6		
	丸テーブル	4		
	イス	16		
	半円イス		2	
	本棚		1	
	ショーケース		2	
	テレビ		1	
	テレビ台		1	
	DVDデッキ		1	
	木製机		4	
	木製イス		7	
	白テーブル		1	

	白イス		4	
	ソファ		1	
	ゴミ箱	1		
	丸テーブル		1	
	イス		4	
会議室	会議用テーブル	8		
	イス(会議用)	18		
	ホワイトボード	1		
	デジタイマー	2		
	CDデッキ		1	
会議室用 倉庫	シェルビング(軽量棚)	8		
	脚立(大)	1	1	
	脚立(小)		1	
	はしご		1	
	台車	1	2	
	グラインダー(研磨機)	1		
	巻尺	1	4	
	工具ボックス(大)	1		
	工具ボックス(小)	1		
	電動ドライバー		1	
	書棚	3		
	外用放送備品	1		
	マイクスタンド(大)	2		
	マイクスタンド(小)	2		
	リピーター版アンプ	2		
	リピーター版マイク	2		
	リピーター版マイクスタンド	2		
	ワイヤレスアンプスピーカー	1		
	ソフトボール1塁ベース		1	
	BSO表示器(ソフト・野球用)	2		
	テニスネット		1	
	サッカーネット(小)		6	
	サッカーネット(大)		2	
	インディアカネット		4	
	9人制バレーボールネット	1	2	

	女子9人制バレーボールネット	4		
	バドミントンネット大会用		13	
	バドミントンネット予備		2	
	ソフトバレーネット大会用		13	
	ラダー		2	
	ラージボール卓球ネット	12		
	障がい者用卓球用具	1		
	サウンドテーブルテニスセット	1		
	卓球ネット予備	10		
	フロア用コンパス		1	
	収納ボックス(小)	1		
事務室	片袖机	9		
	事務用チェア(肘掛有)	11		
	事務用チェア(肘掛無)	1	1	
	金庫(大)	1		
	ロッカー	2	1	
	壁掛け用行事黒板	1		
	ミーティングテーブル	1		
	イス(ミーティングテーブル用)	4		
	シュレッター		1	
	プリンター台	1		
	掃除機		2	
	石油ファンヒーター	1	1	
	石油ストーブ		1	
	留守番電話装置	1		
	テレビ		1	
	ボール用コンプレッサー	1		
	テプラー	1		
	窓口用小型金庫		2	
	救急箱	1		
	表彰盆	1		
	国旗	2		
	市旗	2		
	卓上型パンフレットスタンド	2		
	ホワイトボード(小)	1		

	自転車空気入れ		1	
	ハカリ	1	1	
	傘立て	1		
	電話(外線)	3		
	電話(内線)	1		
	電話台	3		
	用具入れキャリー	1		
	レターケース	4		
	カッター	1		
	スツール(丸イス)		1	
	加湿器		1	
	三段ボックス		1	
	四段ボックス	2	1	
	ボールラック		1	
	本棚		1	
	二段ボックス		2	
	書類棚(18段レターケース)	1		
	メガホン	1	1	
	熱中症応急キット	1		
	AED		2	
	カメラ		3	
	高圧洗浄機		2	
	事務用イス		8	
	キャスター付きキャビネット		1	
	書類棚		2	
事務室(台 所)	ビジネスキッチン	1		
	冷蔵庫	1	1	
	電子レンジ	1		
	電子レンジ台	1		
	コーヒーメーカー		1	
	ポット		1	
	三段ボックス		1	
	食器棚	1		
エントラン ス(玄関回)	傘立て(大)	1	2	
	傘立て(小)	2		

り)	パンフレットラック	1	1	
	案内板	1		
	掲示板(大)	1		
	ホワイトボード(小)	3		
	ミニ黒板		2	
	花台		1	
	ドア付き下足箱		2	
	イーゼル		4	
	コルクボード		3	
	下足箱案内板	2		
	土足禁止 指示板	2		
	喫煙スペース案内板	1		
	スリッパラック	1		
	車椅子	3		
	喫煙場所	スモーキングスタンド		3
ギャラリー	パーテンションポール	6		
	チェア	5		
	下足箱	10		
	ドア付き下足箱		2	
	長机	1		
	机(楕円)		1	
2階ロビー	長イス	3		
	案内板	1		
	白テーブル		1	
	白イス		4	
機械室	草刈機		3	
	刈刃研磨機	1		
	トラクター	2		
	手押し芝刈り機	1		
	芝刈り機(モーター付き)	1		
	自走式芝刈り機(ロータリーモア)	1		
	OHIO STEEL INDUSTRIES 袋		1	
	トップカー	1	1	
	ブローア	1		
	水中ポンプ	2		

	搬入口座板	2		
	発電機	1		
	洗濯機		1	
	イス		34	
	イス(茶)	55		
	イス(黒)	16		
	イスキャリー	2	1	
	机	4		
	折りたたみ机	7		
	書棚	2		
	ハンガーラック	3	2	
	ホースリール	2		
	ホース	2	1	
	エッジカッター		1	
	灰皿		14	
	脚立(小)	1		
	高圧ホース	1	1	
	ホース30m		1	
	大ケース	1		
	花台		1	
	旗立てスタンド		2	
選手控室 AB	折りたたみテーブル	8		
	折りたたみイス	24		
	長イス	4		
	壁時計	2		
医務室	ベッド	1		
	担架	1		
	担架用収納ボックス	1		
	診察台	1		
	診察台カバー	1		
	診察台用枕	1		
	医師用イス	1		
	患者用イス	1		
	機器戸棚	1		
	壁時計	1		

		片袖机	1			
		黒パイプイス	1			
		丸イス	1			
	スタッフルーム	折りたたみイス	4			
		折りたたみテーブル	1			
		42V型収納棚	1			
		中量ラック	1			
		壁時計	1			
		ハンガーラック			1	
		流し台	1			
		屋外	プランター(モルタル)	32		
			倉庫	1		
	一輪車		1	2		
	折りたたみ式リアカー		1			
	ホース20m				1	
	スポンジ入れ				1	
	ガード(小)				8	
	重石(金属)				8	
	重石(プラ)				13	
	バイク自転車乗り入れ禁止				2	
	自転車(事務所前)				2	
	倉庫				1	
	事務書棚		1			
	棚		1			
	ベンチ				2	
グラウンド	事務所前		サッカーライン用ラインカー		2	
		倉庫	巻尺(ライン引き用)		1	
		メジャー			4	
		マイクスタンド(大)	1			
	グラウンド	号令台	2			
		サッカーゴール	2			
		サッカーゴール(JR)	4			
		パンチングベンチ	32			
		埋込プレート	8			
	倉庫A	収納棚			2	

	長机	3	1	
	イス	15		
	サッカーネット	3		
	野球得点板	1		
	ライン引き		4	
	巻尺(ライン引き用)	2		
	ソフトボールベース	1		
	軟式ベース	3		
	ホームベース	1		
	Tボールベース	3		
	ピッチャープレート	1		
倉庫B	収納棚		2	
	長机	3	1	
	イス	15		
	サッカーネット	3		
	野球得点板	1		
	ライン引き		4	
	巻尺(ライン引き用)	2		
	ソフトボールベース	1		
	ホームベース	1		
	ピッチャープレート	1		
倉庫C	収納棚	1		
	長机	2	2	
	イス	15		
	サッカーネット	3		
	野球得点板	1		
	ライン引き		4	
	巻尺(ライン引き用)	2		
	ソフトボールベース	1		
	軟式ベース	3		
	ホームベース	1		
	ピッチャープレート	1		
倉庫D	屋根型テント	2		
	折りたたみリヤカー	1		
	サッカーゴール運搬車	1		

		長机	2	2		
		イス	15			
		サッカーネット	3			
		野球得点板	1			
		ライン引き		4		
		巻尺(ライン引き用)	2			
		ソフトボール一塁ベース	1			
		ホームベース	1			
		ピッチャープレート	1			
	倉庫1 (テニス)	屋根型テント	3			
		ホースリール	1			
		台車	1			
		サッカーゴール運搬車	1			
		長机	2	2		
		イス	14			
		コート シングルポール	12			
		コーン用ポール	3			
		スポンジ		7		
		防球フェンス	4			
		一輪車	1			
		テニスコー ト	グラウンドローラー	1		
	テニスネット			6		
	テニス支柱		6			
	テニス審判台		6			
	パンチングベンチ		16			
	プール	入口	平机	1		
			下駄箱(スチール)	6		
			下駄箱(木製)	1		
			スモーキングスタンド	1		
			ベンチ	3		
			バリケード	5		駐輪場
キャビネット			1			
時計			1			
監視員			冷蔵庫		1	
		片袖机	1			

	パイプイス	6	
	担架	1	
	エアコン	1	
	マイク	1	
	ハンドマイク	1	
	時計	1	
	診察台	1	
喫煙所休憩所	ベンチ	23	
	脚立	1	
客席下	長机	3	
	パイプイス	3	
	毛布	12	
更衣室女	コインロッカー(大)	18	
	コインロッカー(小)	1	
	フェンス(大)	4	
	フェンス(小)	1	
更衣室男	コインロッカー(大)	26	
	コインロッカー(小)	1	
	フェンス(大)	2	
	フェンス(小)	1	
事務室	ガスレンジ	1	
	黒板(行事)	1	
	キーボックス	1	
	冷蔵庫	1	
	片袖机	2	
	イス(事務用)	1	
	パイプイス	10	
	レターケース	1	
	救急箱	1	
	手提げ金庫	1	
	残塩測定器		1
	工具ボックス	1	
	エアコン		1
	電話	1	
	電話台	1	

	流し台	1		
	時計	1		
	温度計	1		
	水温計	1		
	消火器	1		
プール	プール監視台	6		
	水切	15		
	表彰台	1		
	コースロープ(50m)	2		
	コースロープ(25m)	1		
	コースロープ巻取り器	1		
	プール旗支柱	12		
	モーター	1		
	プール用ホース(25m)	3		
	スモーキングスタンド	2		
	工具箱	2		
	ハンドベル	7		
	コードツール	2		
	水中洗浄器	1		
	消火器	1		
	プール用フラッグ	2		
	タイマー	2		
	コースロープ50m	9		

## 別紙9

(ニュースポーツ用具一覧)

	品名		山口市	多々良造園	備考	
総合体育館倉庫3	ソフトバレーボール	ボール	8	8		
	ミニバレーボール	ボール	18		ビーチバレー	
	ダーツ	セット	6		矢は事務所保管	
	カローリング	セット	3		2箱で1セット・1箱6個入り	
	クロリティー	セット	4		わなげ	
	ペタンク	セット	7		2ケースで1セット	
					1セット…黒6球銀6球黄1	
	ソフトペタンク	セット	5		1セット…赤6球青6球黄1ロープ	
	ボッチャ	セット	2			
	ヒューストン	セット	2		吹矢	
	ディスクゲッター	セット	3			
	シャッフルボード	セット	2			
	パドルテニス	ラケット		21		
		ボール		11		
		ボール		33		
	ショートテニス	ラケット		32		Jrスポーツ10
	ラージボール卓球	ラケット		18		
		ボール		72		
	グランドゴルフ	ホールセット		2.5		8ホール/1組(ポスト旗スタートマット)
		クラブセット		9		6本/1組スティック2・ボール2
		室内用ボールセット		2		
	ターゲットバードゴルフ	ホールセット		2		
		クラブ		36	16	
ボール			45	多数		
フライングゴルフ	ゴール		3		ディスクキャッチャートラベラー ディスクゴルフ	
ティーボール	セット		6		1セット…ボール12インチ6 バット2ティー1 +1セットは予備	

	ボール(11インチ)		12	14	Jrスポーツバッド小学生用 3	
	ボール(12インチ)		28		Jrスポーツボール低学年用 12	
	バンパープール	セット	2		玉突き	
	ユニホック	セット		1	1セット12本	
	キンボール	セット	2		ボール2コ入り	
	フライングディスク	ディスク	23	37		
	ドッチビー	大	14	3		
		小	9			
	卓球	ラケット シェイク	25			
		ペン	5			
	クubb	室内用	2			
		室外用	2			
	スラックライン		2			
	インディアカ羽			2		
総合体育館倉庫3	跳び箱	4段	4			
		6段		1		
		8段	1	3		
		跳び箱踏切板		4	2	
		マット		13		
		トランポリン(大)		2		
		トランポリン(小)			2	Jrスポーツ
		鉄棒		4		Jrスポーツ
		ポートボール			2	Jrスポーツ
		マット		4		
		セーフティマット			1	
		一輪車		10		
		バランスボール			26	
		フラフープ		10	20	
		玉入れ			2	
		スキップジャンプパカポコ			6	

やまぐちリフレッシュパーク指定管理者仕様書  
(別添資料)

やまぐちリフレッシュパーク改修工事概要

	サブアリーナ	メインアリーナ	その他
天井改修工事	<天井> ・既存システム天井撤去 <床> ・フローリング研磨、塗装、ライン引き直し	<天井> ・既存システム天井撤去	<通路部> ・タイルカーペット張替 ・階段新設
機械設備工事	照明器具更新(LED化) 音響設備更新	照明器具更新(LED化) 音響設備更新	非常用放送設備更新 直流電源装置・蓄電池更新
空調工事	輻射式空気調和設備新設	—	—